

令和6年8月8日

指定給水装置工事事業者 各位

貝塚市上下水道部水道管理課

1. 給水装置工事申込書提出の際の注意について（通知）
2. 給水装置工事設計施行基準の改訂について（通知）

平素は、貝塚市水道事業にご協力いただきありがとうございます。

標記について、下記のとおり通知します。

記

1. 給水装置工事申込書提出の際の注意点について

- ・ 申込書の内容に不備があった場合、受付はできません。納付書発行手続きもできませんので十分精査して提出をお願いします。

2. 給水装置工事設計施行基準の改定について

- ① 第1章 総則 — 9. 給水装置工事の施工及び検査 — ②⑥立会及び検査
〔改定概要〕 立会及び検査日の調整について
- ② 第1章 総則 — 10. 給水装置工事に関する規制 — ⑦水道使用用途の制限
〔改定概要〕 田畑に対する給水引込みの緩和
- ③ 第3章 設計・施工 — 2. 給水方式の決定 — ③受水槽方式
〔改定概要〕 受水槽方式を義務付ける施設の拡大
- ④ 第3章 設計・施工 — 6. 給水管の設置単位 — ②原則の例外措置
〔改定概要〕 一敷地に複数引込みについての条件緩和

HPにも変更した改定内容を掲載しています。詳細については下記までお問合せください。

貝塚市ホームページ＞各課のご案内＞上下水道部＞上水（上下水道総務課・上下水道営業課・水道管理課・浄水課・下水道推進課）＞メニュー＞給水装置工事の申請＞給水装置工事設計施行基準

上下水道部水道管理課 給水担当 電話(直通)：072-433-7151